

Ⅲ 障がい者福祉

4 各種控除、減免、割引制度



所得税・住民税の控除

障がいのある方が納税義務者本人、その配偶者、扶養親族の場合、所得税・住民税の所得控除が受けられます。

■ 対象者と控除額

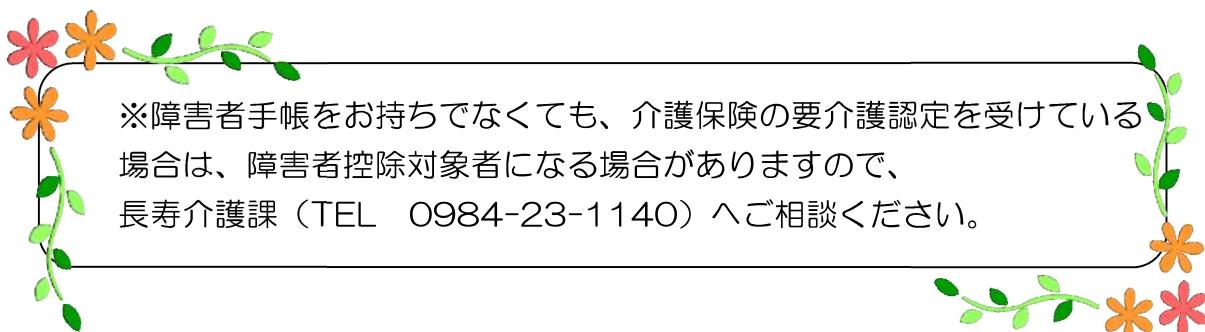
	特別障害者控除	障害者控除
対象者	身体障害者手帳1級、2級の方	身体障害者手帳3級～6級の方
	療育手帳Aの方	療育手帳B程度の方
	精神障害者保健福祉手帳1級の方	精神障害者保健福祉手帳2級、3級の方
所得税	所得金額から40万円が控除	所得金額から27万円が控除
住民税	所得金額から30万円が控除	所得金額から26万円が控除
	※同居の場合、加算あり	

■ 控除を受けるには

年末調整あるいは申告時に勤務先・税務署等へ申し出てください。

■ 問合せ先

税務課 TEL 0984-23-0115
須木庁舎住民生活課 TEL 0984-48-3132
野尻庁舎住民生活課 TEL (代)0984-44-1100
小林税務署 TEL 0984-23-3126



自動車税・自動車取得税の減免

障がいのある方が使用する自動車又は生計を同一にする家族がその障がいのある方のために使用する自動車にかかる自動車税等を1台分減免する制度です。

■減免を受けられる方

手帳の種類および 障がいの区分	障がいの等級	
	本人運転の場合	生計同一者の運転 の場合
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～3級及び4級の1
	聴覚障がい	2級及び3級
	平衡機能障がい	3級
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）
	上肢機能障がい	1級、2級の1、2級の2及び2級（両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載がある者に限る。）
	下肢機能障がい	1級～6級
	体幹機能障がい	1級～3級及び5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1及び2級（両上肢に障がいがある者に限る。）
	移動機能障がい	1級～6級
	心臓機能障がい	1級及び3級
疾患手帳	じん臓機能障がい	1級及び3級
	肝臓機能障がい	1級～3級
	呼吸器機能障がい	1級及び3級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級
	小腸の機能障がい	1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級
	併合障がい	1級～4級
		1級～3級

手帳の種類及び 障がいの区分	障がいの等級	
	本人運転の場合	生計同一者の 運転の場合
療育手帳	総合判定A	総合判定A (ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B-1及びB-2を含む。)
精神障害者保健福祉手帳	障がい等級 1級	

■自動車の運転者と所有者との関係

運転者	障がい者の状況		所有(取得)者名義
障がい者本人			障がい者本人
障がい者と生計を 同一にする方	障がい者が18歳以上 の場合	減免の対象となる障 がいの等級の療育手 帳又は精神障害者保 健福祉手帳の交付を 受けている方	本人又は障がい者と生計を 同一にする方
		上記以外の方	障がい者本人
	障がい者が18歳未満の場合		本人又は障がい者と生計を 同一にする方

■自動車の使用条件

障がい者本人が運転される場合の使用目的等は問いませんが、本人以外の生計を一にする方が運転される場合は、障がい者の医療機関への通院、幼稚園・学校などへの通学、保育所・福祉施設などへの通所及び仕事などのために使用される必要があります。

この場合、少なくとも毎月数回（週1回）以上の継続性、反復性が認められなくてはなりません。

■申請期間等

	申請期間	申請場所
新たに自動車を取得する場合 (新規・転入・移転登録)	新規登録等の 手続きをする日	宮崎県税・総務事務所 課税第三課
既に所有している 自動車の場合	4月1日～5月31日	宮崎県税・総務事務所又は 小林県税・総務事務所

■減免申請手続（普通自動車）

障がい者本人が運転する場合

必要なもの

- 自動車税減免申請書
- 自動車税納税通知書
- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 自動車検査証（4月1日現在）
- マイナンバーカード等

《申請場所》

宮崎県税・総務事務所
課税第三課
TEL 0985-51-4269
小林県税・総務事務所
TEL 0984-23-3194

障がい者と生計を一にする方が運転する場合

- ① 自動車税減免申請理由証明（願）書の交付を受けて下さい。

必要なもの

- 証明手数料 300円
- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 自動車車検証
- 証明書（下記のいずれか）
 - ◇ 通学（通所）証明書
 - ◇ 通院証明書
 - ◇ 生業等の証明書
 - ◇ 在宅処遇に関する証明書

《申請場所》

福祉課 TEL 0984-23-0111
※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は小林保健所
TEL 0984-23-3118

- ② 交付された証明書を持って県税事務所で自動車の減免申請を行います。

必要なもの

- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 自動車検査証
- 自動車税納税通知書
- 自動車税減免申請書
- 自動車税・自動車取得税減免申請理由証明（願）書等 又は自動車税等に係る常時介護証明書 ※交付日から2か月を超えないもの
- マイナンバーカード等（運転される方）

《申請場所》

小林県税・総務事務所
TEL 0984-23-3194

※ 詳細については、各申請場所へお問合せください。



軽自動車税の減免

障がい者本人が所有し、自ら運転する軽自動車又は障がい者のためにその生計を一にする方が所有あるいは運転する軽自動車税が減免される場合があります。減免を受けるには税務課で毎年申請を行わなければなりません。

ただし、減免の受けられる自動車は障がいのある方一人につき1台です。※自動車税（県税）の減免を受けている場合は受けられません。

※ 減免の申請期間は 納付期限まで となっています。それ以後の減免はできませんのでご注意ください。

詳細については、税務課へお問い合わせください。

■問合せ先

税務課 TEL 0984-23-0115



航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が、国内の定期航空路線を利用される場合、航空運賃が割引されます。（種別・航空会社により介護者1名に限り割引対象になる場合があります。）なお、小児運賃の割引はありません。

※詳しい割引内容等については各航空会社にお問い合わせください。

鉄道運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方に対し、鉄道運賃が割引されます。なお、小児定期の割引はありません。

《 割引率 》

手帳の種類	種別または障害の程度	本人 (12歳以上)	介護者	割引内容	
身体障害者手帳	第1種	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	介護者付 の場合	本人・介護者の普通、定期、回数乗車券、急行券が5割引
				本人単独 の場合	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)
療育手帳	第2種	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)	
	重度：A	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	介護者付 の場合	本人・介護者の普通、定期、回数乗車券、急行券が5割引
				本人単独 の場合	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)
	中度：B-1 軽度：B-2	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)	

※身体障害者手帳第2種及び療育手帳B-1、B-2の場合、本人が12歳未満ならば介護者1名の定期乗車券が5割引となります。

※詳しい割引内容等については、各鉄道会社にお問い合わせください。

バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対し、バス運賃が割引されます。

《 割引率 》



宮交バスの場合

手帳の種類	種別または障害の程度	本人	介護者	割引内容
身体障害者手帳	第1種	○	○	普通乗車運賃5割引 定期乗車券3割引
	第2種	○	×	
療育手帳	重度：A	○	○	普通乗車運賃5割引 定期乗車券3割引
	中度：B-1 軽度：B-2	○	×	
精神障害者保健福祉手帳		○	×	

- 介護者の割引適用は一人のみで、手帳に「介護付」シールの添付が必要です。
- 路線バスは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が割引の対象になります。
- 県外へまたがる高速バス・特急バスは、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が割引の対象になります。
- 障がい者が小学生のときは、おとな普通運賃の半額の半額料金となります。
- 学齢未満の児童の場合、介護者が半額の料金となります。（児童は無料です。）

※詳しい割引内容等については、各バス運行会社にお問い合わせください。

カーフェリー運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方に対し、カーフェリー運賃が割引されます。

《 割引率 》

手帳の種類	種別または障害の程度	本人	介護者	割引内容
身体障害者手帳	第1種	○	○	全等 5割引
	第2種	○	×	2等 5割引
療育手帳	重度：A	○	○	全等 5割引
	中度：B-1 軽度：B-2	○	×	2等 5割引

※詳しい割引内容等については、各フェリー会社にお問い合わせください。

駐車禁止除外

障がい者等が運転する自動車について、駐車禁止区域内でも、他の交通のさまたげにならないかぎり駐車できます。(ただし交差点直近及び横断歩道直近など、法律上駐車禁止・駐停車禁止となっている場所には駐車できません。)

《対象者》

手帳の種類		障がいの程度
身体障害者手帳	視覚障がい	1級から3級までの各級または4級の1
	聴覚障がい	2級または3級
	平衡機能障がい	3級
	上肢不自由	1級、2級の1または2級の2
	下肢不自由	1級から3級までの各級
	体幹不自由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能 1級または2級(—上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く) 移動機能 1級から4級までの各級
	心臓機能障がい	1級または3級
	じん臓機能障がい	1級または3級
	肝臓機能障がい	1級から3級までの各級
	呼吸器機能障がい	1級または3級
	ぼうこうまたは直腸機能障がい	1級または3級
	小腸機能障がい	1級または3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級
療育手帳	A	
精神障害者保健福祉手帳	1級	

《手続きに必要なもの》

- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 認め印

《手続き》

小林警察署・交通課で行ってください。
(TEL 0984-23-0110)

タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がタクシーを利用される場合、手帳を見せるだけで料金が1割引されます。

おもいやり駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難な方に対して、公共的施設に設置された身体障害者用駐車場等で使用できる県内共通の利用証を交付します。

区分		交付基準	申請に必要なもの	有効期間
身体 障 害 者 手 帳	視覚障がい	4級以上		
	平衡機能障がい	5級以上		
	肢体不自由	上肢	2級以上	
		下肢	4級以上	
		体幹	3級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2級以上	
		移動機能	6級以上	
	心臓機能障がい			身体障害者手帳 なし
	腎臓機能障がい			
	呼吸器機能障がい			
	ぼうこう または直腸の機能障がい	4級以上		
	小腸機能障がい			
	免疫機能障がい			
	肝臓機能障がい			
	療育手帳	A	療育手帳	
	精神障害者保健福祉手帳	1級	精神障害者保健福祉手帳	
	高齢者	要介護2以上	介護保険被保険者証	
	難病患者	特定医療費(指定難病)受給者等	特定医療費(指定難病)受給者証等	
	妊産婦	産前4ヶ月～ 産後3ヶ月	母子健康手帳	産後3ヶ月まで
	けが人等	けが等により車いす、杖等を使用する方	医師の診断書	車いす、杖等の使用期間(1年以内)

※駐車区画に「おもいやり駐車場」の表示がある駐車場で利用できます。

※家族等が運転する車に同乗する場合も対象となります。

《 利用証申請・交付窓口 》

福祉課 (TEL 0984-23-0111)

申請の際は、上記の申請に必要なものをお持ちください。

有料道路通行料の割引

身体障害者手帳または療育手帳Aの交付を受けた方に対し、有料道路通行料が割引きされます。

《対象者および対象者の範囲》

手帳の種類	種別または障害の程度	本人運転	介護者運転
身体障害者手帳	第1種	○	○
	第2種	○	×
療育手帳	重度：A	×	○

※介護者による運転の場合は、手帳所持者本人が同乗していることが要件です。

《対象自動車の範囲》

以下の要件をすべて満たす自動車で、障がい者1人につき1台のみ対象です。

● 車種要件

- 乗用自動車（定員10人以下）
- 8ナンバー（車いす移動車等）
- 貨物自動車（定員4人以上10人以下のワンボックス車等）
- 二輪自動車（125cc超）

● 所有者要件

- 本人（その親族等）が所有する自家用乗用車等
- 日常的に介護している者が所有する自家用乗用車等（第2種の方）

※自動車を保有していない場合も割引適用が受けられます（要登録・ETC利用不可）

※事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合、親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）など、割引の対象となります。

利用の流れは申請時の「有料道路における障害者割引制度のご案内」を確認してください。

《割引内容》

通常の通行料金の5割引き

《手続きに必要なもの》

料金所利用の場合	ETC利用の場合
<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳または療育手帳・運転免許証・証明を受ける車の車検証 (自動車を保有していない場合は不要)	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳または療育手帳・運転免許証・証明を受ける車の車検証・ETCカード（対象者が18歳以上の場合は対象者本人名義のものに限る）・ETC車載器セットアップ証明書・証明手数料 300円

※ETC利用の場合オンライン申請が可能です

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

《割引有効期間》

有効期間は、証明を受けてから2回目の誕生日、もしくは手帳の再判定期日が2回目の誕生日以前の場合は手帳の再判定期日までとなります。

有効期限の2ヶ月前から更新の申請ができます。上記手続きに必要なものをお持ちの上、福祉課窓口へお越しいただくか、オンラインでの申請をお願いします。

NHK放送受信料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で下記の要件を満たす場合、NHK放送受信料の免除を受けることができます。

《対象者》

◎全額免除

世帯員が次のいずれかに該当し、世帯全員が市民税非課税である場合、全額免除

- 身体障害者手帳の交付を受けた方
- 療育手帳の交付を受けた方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

◎半額免除

世帯主がNHK放送受信の契約者で、次のいずれかに該当する場合、半額免除

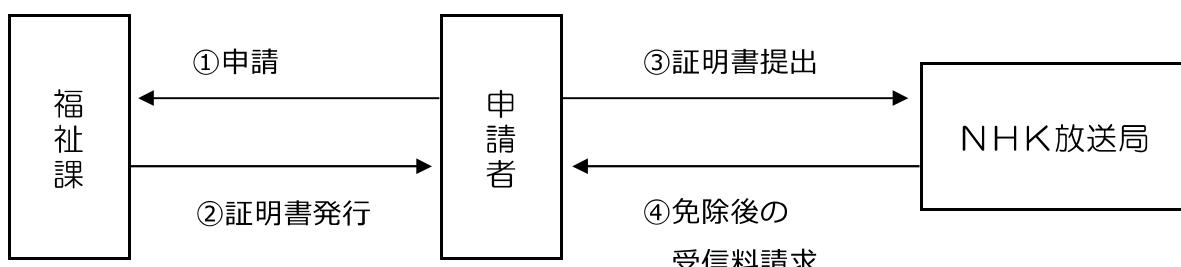
- 視覚障がい、聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けた方
- 身体障害者手帳1～2級の交付を受けた方
- 療育手帳Aの交付を受けた方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

※NHK受信料の免除に関する世帯は、住民票で世帯分離されていても同居している方全員が世帯構成員として含まれます。

《手続きに必要なもの》

- 身体障害者手帳等
- 認め印
- 証明手数料 300円(生活保護を受給されている方は、免除されます)

《手続の流れ》



《問合せ先》 福祉課 (TEL 0984-23-0111)

ヘルプマーク・ヘルプカード

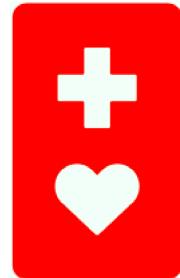
「ヘルプマーク」は、外見から分からない障がいや難病を有している人が身につけることで、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

《対象者》

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、難病を証する書類のいずれかを有している方
- 周りからの援助や配慮を必要としている方

《手続きに必要なもの》

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、難病を証する書類をお持ちの方は提示と申請書の記入
- 上記をお持ちでない方は申告書と申請書の記入



「ヘルプカード」は、障がい者、高齢者、妊産婦等などの人が、あらかじめ支援内容や緊急連絡先を記入しておき、災害時や日常生活で困ったときに、周囲に自分の状況への理解や支援を求めるために携帯しておくものです。

《対象者》

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、
けが人、病人など

《手続きに必要なもの》

手続きは不要です

あなたが支援が必要です。 ヘルプカード 宮崎県	私の名前 通院先の電話 連絡用紙 障がい者本人の名前 障がい者本人の電話 私は してください。 かかりつけ医院 控んでいます
--------------------------------------	--

《問い合わせ先》 福祉課（TEL 0984-23-0111）

Ⅲ 障がい者福祉

5 相談・援助体制



小林市障がい者虐待防止センター

障がい者に対する虐待を防止し、併せて養護者に対する支援等を実施するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、小林市障がい者虐待防止センターを設置しています。

《 障がい者虐待とは 》

○ 障害者虐待防止法では、次の3つに分類しています。

- ①養護者（障がい者の生活の世話などをしている家族、親族、同居人）による虐待
- ②障がい者福祉施設従事者等（福祉施設やサービス事業所の職員など）による虐待
- ③使用者（障がい者を雇用している事業主、事業の経営担当者など）による虐待

障がい者への虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、絶対に許されるものではありません。

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合や「もしかして虐待では？」と疑問をもたれた場合など、早期発見、早期対応のため下記までご連絡ください。

《 センターの場所、連絡先 》

小林市細野300番地
小林市役所 福祉課内
TEL 0984-23-0111

にしもろ基幹相談支援センター

障がいのある方やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供、関係機関との連携など、総合的な支援を行います。

- 専門の相談員が、相談者（本人、家族、関係者など）の話を伺い、さまざまな困り事にどのような支援が必要なのか、そして、その必要な支援が受けられるように関係機関と連携しながら一緒に考えます。
- 相談は、センター窓口での相談のほか、自宅訪問や電話、電子メールでも受け付けます。
- 下記の相談日のほか、小林市、えびの市、高原町で巡回相談会を実施します。
- 相談は無料で、相談内容は秘密厳守します。

《相談日》

月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）
土、日、祝日は電話で対応

《相談時間》

午前8時30分～午後5時15分

《場所・連絡先》

〒886-0003 小林市堤108番地1 小林市八幡原市民総合センター内
電 話 番 号 0984-22-2373
ファックス 0984-22-2358
ホームページ n-kikansoudan.net
メ ー ル info@n-kikansoudan.net

《交通アクセス》

小林駅から徒歩17分 小林市立病院から南に1km



こばやし障害者就業・生活支援センター

障がいのある方の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用相談などに応じる「総合窓口」です。障がいのある方が、身近な地域で安心して職業生活を送れるように関係機関と協力して、就業や生活上の支援を総合的に行います。

《障がいのある方への支援内容》

- センター窓口での相談
- 就職に向けての準備支援
- 職場開拓
- 就職後の定着支援
- 就業に伴う生活支援

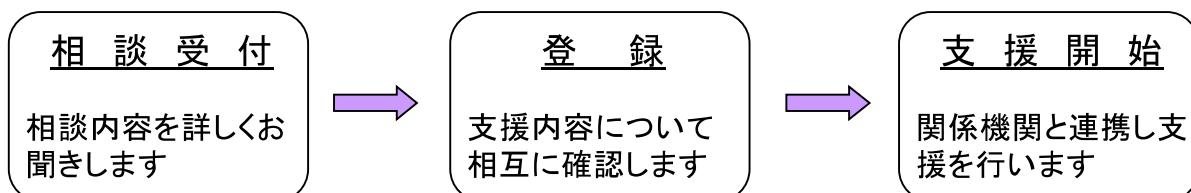
《企業への支援内容》

- 相談
- 情報提供
- 雇用後のアドバイス

※相談は無料です。 ※支援にあたっては、個人情報保護に十分に配慮します。

《利用方法》

当センターは登録制となっています。（企業の方は登録不要です）
支援が必要なのかをご本人と話し合った上で、登録申請の手続きの後、支援を開始いたします。



《受付日》

月曜日～土曜日（祝日、12/29～1/3を除く）

《受付時間》

午前8時30分～午後5時15分

《場所・連絡先》

〒886-0008 小林市本町32番地
電話番号 0984-22-2539
ファックス 0984-48-0170
メール ikiiki08@globe.ocn.ne.jp

《交通アクセス》

小林駅から徒歩2分 ※バス利用の場合：中央商店街バス停前

障がい者関係団体

小林市で活動している障がい者関係の団体です。障がいの種類や活動の内容によって
さまざまな団体があります。

(令和6年3月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号等
小林市あかつき福祉協会 会長 早田 孝信	小林市細野4488番地	TEL 23-5407 FAX 23-5414
小林市視覚障害者福祉会 会長 山下 美智雄	小林市水流迫215番地14	TEL 24-1945 FAX 24-1945
西諸聴覚障害者協会小林支部 支部長 徳永 吉朗	小林市堤108番地1 〔八幡原市民総合センター内〕	FAX 23-7060
NPO法人あゆみの会 理事長 飯谷 哲男	小林市細野4488番地	TEL 23-5407 FAX 23-5414
小林市手話通訳者派遣協会 会長 徳永 吉朗	小林市堤108番地1 〔八幡原市民総合センター内〕	FAX 23-7060

Ⅲ 障がい者福祉

6 行事について



障がい者スポーツ大会

障がい者の方々が参加するスポーツ大会が宮崎県主催で、毎年5月に開催されます。

《 対象者 》

次の全ての要件を満たす方が対象になります。

身体障がい者の部

- 開催年の4月1日現在、13歳以上の方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 宮崎県内に居住及び通学している方



知的障がい者の部

- 開催年の4月1日現在、13歳以上の方
- 療育手帳の交付を受けている方
または同程度の障がいのある方（施設入所者・学校在籍者）
- 宮崎県内に居住及び通学している方

精神障がい者の部

- 開催年の4月1日現在、13歳以上の方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
または自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方
- 宮崎県内に居住及び通学している方



《 種目 》

身体障がい者の部

- 陸上競技
- 水泳
- 卓球
- アーチェリー
- フライングディスク
- ボッチャ

知的障がい者の部

- 陸上競技
- 水泳
- 卓球
- フライングディスク
- ボウリング

精神障がい者の部

- 卓球
- バレーボール
- ミニバレーボール
- グラウンド・ゴルフ

